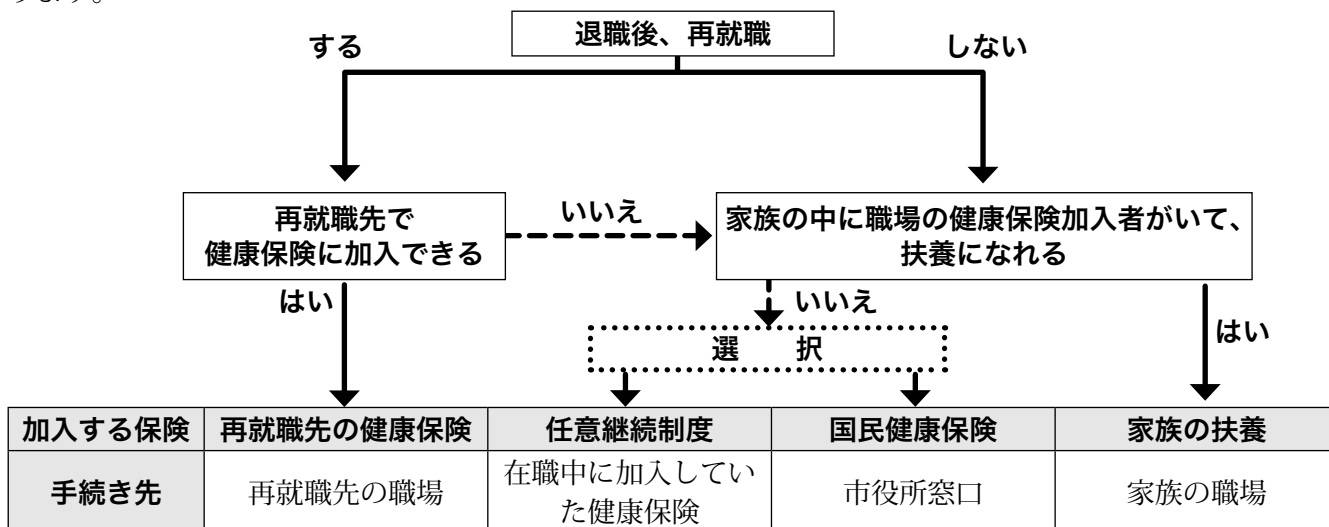


国民健康保険の届出をお忘れなく

◆退職した場合の健康保険

退職により職場の健康保険の資格がなくなった場合、状況に応じていずれかの制度へ加入することになります。



◆任意継続制度と国民健康保険の選択について

職場の健康保険によっては、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国民健康保険の保険税額は、国民健康保険に加入する方の前年の所得と国民健康保険加入者の人数（扶養という制度がないため、年齢や収入の有無にかかわらず保険税がかかります）を基に算定されるため、状況によっては任意継続制度の保険料のほうが低額となる場合があります。

任意継続制度の加入要件や掛金などについて	在職中に加入していた健康保険の保険者または職場の健康保険担当者にご確認ください。
国民健康保険の保険税額について	市役所で試算できます。加入される方全員の前年（平成28年中）の確定した所得額がわかるもの（給与や年金の源泉徴収票、確定申告書の写しなど）が必要です。ただし、試算結果は、実際の決定税額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。

◆倒産・解雇・雇止めなどの非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置

事業主の都合による退職の場合、国民健康保険税が軽減されます。

該当になる方は申請が必要です。

○対象となる方（以下A～Cのすべてを満たす方）

(A) 平成23年3月31日以降に失業した方

(B) 失業した時点で65歳未満の方

(C) 「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に、11、12、21、22、23、31、32、33、34と記載してある方

○軽減期間と軽減額 退職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険税が算定されます。

○申請方法

・離職時に職場からもらう離職票をハローワークに持参し、失業給付の手続きをします。

・ハローワークで「雇用保険受給資格者証」が発行されます。受給資格者証の離職理由欄に上記(C)のいずれかの数字が記載されていることをご確認ください。

・雇用保険受給資格者証、国民健康保険の保険証、印鑑、該当になる方および世帯主の方のマイナンバーが確認できるもの（個人番号通知カードまたは個人番号カード）、本人確認ができる身分証明書をお持ちの上、市役所窓口で申請をお願いします。詳しくは、お問い合わせください。